

改定後	改定前
<p><b>第1条（用語定義）</b>  （略）  Vポイントトークン  Vポイントマーケティング株式会社（以下「<u>VPMK</u>」といいます）が発行するVポイントとの連携手続きをした利用者に対し、当社が<u>VPMK</u>との間においてAPI連携するため、<u>VPMK</u>が利用者毎に発行し、当社に付与する認証キーであって、API仕様における OAuth 認証の「アクセストークン」および「リフレッシュトークン」を総称したものを。  （略）</p>	<p><b>第1条（用語定義）</b>  （略）  Vポイントトークン  CCCMKホールディングス株式会社（以下「<u>CCCMKHD</u>」といいます）が発行するVポイントとの連携手続きをした利用者に対し、当社が<u>CCMKHD</u>との間においてAPI連携するため、<u>CCMKHD</u>が利用者毎に発行し、当社に付与する認証キーであって、API仕様における OAuth 認証の「アクセストークン」および「リフレッシュトークン」を総称したものを。  （略）</p>
<p><b>第2条（取得される利用者情報の項目、取得方法）</b>  （略）  3.取引情報表示サービス（「三井住友カード Vpass アプリ利用規約」にて定義）のご利用により取得する情報、取得方法  以下の利用者情報を SMBC グループ各社、<u>VPMK</u>、その他の金融機関等、およびマネーフォワードホームから取得します。  （略）</p>	<p><b>第2条（取得される利用者情報の項目、取得方法）</b>  （略）  3.取引情報表示サービス（「三井住友カード Vpass アプリ利用規約」にて定義）のご利用により取得する情報、取得方法  以下の利用者情報を SMBC グループ各社、<u>CCCMKHD</u>、その他の金融機関等、およびマネーフォワードホームから取得します。  （略）</p>